

令和6年度
教育委員会の点検・評価
(令和5年度事務事業対象)

「生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり」

令和6年12月
湯河原町教育委員会
事務点検・評価委員会

目 次

1 はじめに	
(1) 趣旨	1 ページ
(2) 点検及び評価の対象	1 ページ
(3) 点検及び評価の方法	1 ページ
2 令和5年度湯河原町教育委員会基本方針の概要	2 ページ
3 点検及び評価の結果	
(1) 教育委員会の活動	5 ページ
ア 教育委員会会議の運営	5 ページ
イ 総合教育会議	10 ページ
ウ 教育委員の教育推進活動	11 ページ
エ 湯河原町教育委員会の構成	12 ページ
(2) 教育委員会の実施した施策・事業	14 ページ
ア 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を持った児童・生徒の「生きる力」の育成	14 ページ
イ 「信頼される学校づくり」の推進	17 ページ
ウ 「安全・安心な学校づくり」の推進	19 ページ
エ 人と人とのふれあいを大切にし、思いやりの心、地球環境を大切にする心の育成	21 ページ
オ 人権教育及び人権啓発の推進	22 ページ
カ 本町独自の魅力ある教育の推進	23 ページ
キ 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方の策定	25 ページ
ク 各年代層に対応した生涯にわたる自主的な学習活動の支援	26 ページ
ケ 家庭の教育力の向上	27 ページ
コ 読書活動の推進	28 ページ
サ 町立図書館のあり方の検討	30 ページ
シ 青少年の健全育成	31 ページ
ス 芸術・文化の振興と文化遺産の活用	34 ページ
セ 生涯スポーツの推進	38 ページ
4 事務点検・評価委員の総合評価	
(1) 総評	41 ページ
(2) 今後の課題	43 ページ
5 教育委員会事務点検・評価委員会開催経緯	45 ページ
6 参考資料	
(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）	46 ページ
(2) 湯河原町教育委員会事務点検・評価委員会設置運営規則	46 ページ

1 はじめに

(1) 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条において、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するとともに、公表することと規定されています。

湯河原町教育委員会では、法律の趣旨にのっとり、効果的な教育行政の推進を図るとともに、令和 5 年度に実施した施策・事業について点検・評価を行いましたので、報告するものです。

平成 26 年度に開始した点検及び評価は、今回で、第 11 回目となります。概ね良好な評価をいただいております、今後ともこの点検・評価を活かしながら、本町の教育の充実に向け、更に取組を進めるよう努めてまいります。

(2) 点検及び評価の対象

点検及び評価の対象とする事業は、「令和 5 年度湯河原町教育委員会基本方針」に定める各施策に基づき実施した事業を対象としています。

(3) 点検及び評価の方法

教育委員会事務局において、事業ごとに取り組んだ実績を整理し、その達成度を自己点検・評価を行った上で、点検・評価内容の客観性を確保するため、教育に関して学識経験を有する外部委員の方々に意見と総評をいただきます。

評価（自己評価）

達成度評価	
・計画どおり実施することができた。 ・目標やねらいに沿った具体的な成果が表れている。	A
・ほぼ計画どおり実施することができた。 ・概ね具体的な成果が上がっている。	B
・計画どおりではなかったが、事業目的を達成した。 ・事業の執行等に改善の余地がある。	C
・計画より遅れている、あるいは未実施である。 ・事業の見直しを含めた検討が必要である。	D
・新規事業等で前年度実績がない事業及び感染症等の影響により、事業を中止せざるを得なかったもの。	—

外部委員

(敬称略)

事務点検・評価委員名	役職等
高橋 茂雄	福浦区長
佐宗 俊久	元公立学校長
秋本 弓子	元湯河原中学校 P T A 役員

2 令和5年度湯河原町教育委員会基本方針の概要

(1)「生きる力」の育成

子どもたちが集団生活をする中で、生涯にわたる人間形成の基本と将来の自立に必要な力を養い、個性と創造性を伸ばすことができるよう、発達段階に応じた教育を今後も計画的に行います。

また、単に知識の量を増やすのではなく、学ぶ意欲を高め、自らの目標や課題を設定し、解決していくことや異年齢集団による交流により自己有用感を育み、「未来を切り拓いていく力を育む」教育を推進していきます。

(2)「信頼される学校づくり」の推進

充実した教育活動を推進するため、今後も幼稚園、小学校及び中学校がそれぞれ創意工夫し、地域の実態や特性を活かした教育活動に取り組むと同時に、幼・保・小・中の連携を図り、児童・生徒の学校生活が充実するよう、より一層配慮していきます。

また、学校は、家庭、地域と連携し、学校運営協議会・学校評議員・PTA・子ども会などを通じて、それぞれに補完し合いながら子どもたちを育てていきます。さらに、学校運営協議会委員や学校評議員による客観的な評価のもと、今後も学校改善を行い、子どもに寄り添い、教職員が一丸になって信頼される学校づくりに努めます。

(3)「安全・安心な学校づくり」の推進

学校は、児童・生徒が一日の多くの時間を過ごす場所であり、児童・生徒が安心して楽しく過ごし、やる気を出す場所となるような学校づくりに全力を挙げて取り組む責任と使命があります。

教育活動では、3密を避けた「新しい生活様式」による感染症対策を継続して行います。

防犯対策としては、学校施設内に防犯カメラなどを配備し、外部からの不審者の侵入を防ぐ対策を講じております。また、不審者情報をいち早く保護者へ知らせるため、情報システムの活用をしておりますが、更なる活用を図ってまいります。

防災対策としては、小・中学校の防災マニュアルなどを随時見直し、訓練を実施して、小・中学校間、保護者、地域との連携を更に深め、有事の際に備えます。

小・中学校校舎等の施設整備については、老朽化が進んでいるところですが、湯河原町学校施設長寿命化計画に基づき予防保全を原則とし、優先順位を付けて維持修繕をしてまいります。

(4)思いやりや地球環境を大切にすることの育成

日常生活を通して社会のルールやマナーについて理解し、発達段階に応じた基本的生活習慣を身に付け、規律ある態度を取ることができる児童・生徒の育成に努めます。

本町が「湯河原町観光立町推進条例」を制定し、観光を町の基幹産業として更に発展させるため、町民一人ひとりが「おもてなしの心」を観光資源として捉え、観光立町の実現をめざしていることの理解を深めます。

また、地球温暖化や大気汚染、都市化によるごみの増加など地球規模での環境問題が世界共通の課題となっており、その解決に向けて国際社会が共通で取り組むべき持続可能な開発目標「SDGs=Sustainable Development Goals」が掲げられています。この持続可能な社会づくりの担い手を育む教育として、子どもたちが自然環境や地域の将来などを自らの課題として捉え、

自分ができることを考え、実践する機会を増やしてまいります。

(5)人権教育及び人権啓発を推進

町民一人ひとりが、学校教育や社会教育などを通じ、人権尊重の理念についての正しい理解を深め、性別、国籍、ハンディキャップやそのほか他者との違いを認め、自身の置かれている状況を正しく判断し、行動し、「ともに生き、支え合う地域社会」を実現することを目指した人権教育を総合的に推進します。

いじめの問題については、平成 25 年の悲しい事案を風化させることなく、優先して取り組むものとし、また、いじめ問題対策連絡協議会などの関係機関との緊密な連携を深め、家庭、学校、教育委員会に留まらず、地域全体で関わり、見守っていく土壌を培っていくとともに、「湯河原町いじめ防止基本方針」に基づき、未然防止、早期発見、解消に努めていきます。

また、各学校においては、毎年度「人権教育に係る年間計画」を策定し、月別に目標・ねらいを定めた方策を実施し、振り返り評価を行うことにより、人権に関する意識を高めていきます。

(6)魅力ある教育の推進

将来に向けて人口減少が見込まれ、教育施設の長寿命化等整備が求められる中、本町独自の学校教育の理念は、教育基本法に基づき一定の学習水準を保ちつつ、児童・生徒一人ひとりの個性を育成し、将来に向けた学習を支援するものとしたしました。また、児童・生徒数の違いなどにより、町立学校間で差のない教育を提供できる環境を整え、町民が共に生き、支え合う地域社会における生涯学習の基礎を培います。

(7)今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方の策定

令和 4 年 8 月（2022 年）に策定した「学校施設の適正配置に関する考え方」は、本町学校教育の理念を実現するために、活力ある学校、魅力ある学校、学校施設の適正配置などを協議、検討した結果を取りまとめたものです。また、当該考え方について、令和 4 年 10 月から 12 月にかけて、教職員、保護者、地域住民に説明並びに意見聴取を実施しました。

令和 5 年度はこれらを基本とし、具体的な学校施設の適正規模や適正配置を検討、審議し、幼稚園及び小・中学校のあり方の案を作成いたします。

(8)生涯学習活動の支援

町民だれもがお互いに学びあい、高めあえる「まち」づくりをめざして、学習プログラムや文化・学習情報を提供し、町民の学習意欲を高めるとともに、文化活動や学習活動を支援してまいります。

また、国際理解や国際感覚の醸成を図るため、姉妹都市などへの中学生の派遣事業の継続や超高齢化社会における歴史ある生涯学習の場である町民大学の継続など、様々な生涯学習を支援及び実施してまいります。

(9)家庭の教育力の向上

家庭教育を、基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担うものです。

また、家庭教育は保護者の責任であるとともに、保護者の権利や喜びであるということを理

解していただけるよう、学校、家庭、地域が連携を深め、協働で教育環境の醸成を図ってまいります。

(10) 読書活動の推進

豊かな心を育てる子ども読書活動を進めるため、今後もイベントや講座などを開催するとともに、家に居ながら体験できる読み聞かせや、本を紹介するブックトークなどを動画配信し、本に親しむ機会を提供します。

(11) 町立図書館のあり方の検討

町立図書館は昭和 54 年 3 月に開館し、生涯学習施設である公立図書館として公共の用に供してまいりました。開館以後一定の期間経過後、施設及び設備の改修工事等を適宜実施してまいりましたが、建築後 44 年が経過したことなどから、本町公共施設個別施設計画では、利用者ニーズを踏まえ、民間活力の導入なども含め、施設のあり方を検討することとしております。

このため、令和 4 年度に設置した「湯河原町立図書館のあり方検討委員会」の検討状況を踏まえながら、町立図書館のあり方を協議、検討してまいります。

(12) 青少年の健全育成

スマートフォン等の通信機器は、急速に普及し、コミュニケーション・ツールとして大きな役割を果たしている一方で、インターネットなどから得られる有害情報などにより、青少年が犯罪に巻き込まれる事案が見受けられ、通信機器の利用に関する対応が迫られているところ です。

このため、青少年が社会の一員であることの自覚をもつよう、青少年関係団体をはじめ、学校、家庭、地域、行政が一体となり、社会参加や様々な体験ができる機会の提供に取り組む、青少年の健全育成に努めてまいります。

(13) 芸術・文化の振興と文化遺産の活用

芸術・文化は、生涯を通じた「心の教育」にとって重要な役割を果たすとともに、地域社会の活性化にとっても大きな役割を担っています。

このため、地域に息づく文化活動を支援するとともに、伝統文化の継承にも積極定に取り組み、図書館、美術館や地域会館などを拠点に、文化活動を実践、体験できる機会と発表の場を提供していきます。

(14) 生涯スポーツの推進

スポーツは、「心」と「体」の健全な発達を促し、明るく豊かで活力に満ちた、生きがいのある社会形成に寄与します。また、自らの健康の大切さを認識し、進んで健康の増進を図っていくことが重要です。

このため、安全かつ気軽にスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けて、町民体育館やヘルシープラザ、弓道場、学校施設、町有のスポーツ施設などの活用を図りながら、体育協会、スポーツ推進委員、スポーツ関係団体などと協働してニュースポーツの普及や活動支援を推進します。

3 点検及び評価の結果

(1) 教育委員会の活動

ア 教育委員会会議の運営

教育についての方針・施策については、教育委員会での合議によって決めることとなっているため、毎月、定例的に会議を開催し、緊急的な事案には臨時会を開催し、審議を行っています。

【令和5年度実績】

○定例会開催回数12回

○議案 57 件、協議事項 51 件、報告事項 64 件等について審議
議決状況

- ・町条例・教育委員会規則等制定・改廃 5 件
- ・教職員、事務局職員の人事異動の承認 3 件
- ・委員等の委嘱・任命 26 件
- ・学校使用教科用図書採択決定 2 件
- ・その他 21 件

回	開催日	審議内容
第1回 定例会	令和5年 4月28日	(報告事項) 報告第1号 事務の臨時代理の報告（湯河原町教育委員会の所管に係る湯河原町個人情報保護に関する法律等施行規則の制定）について (議決事項) 議案第1号 教科用図書の採択方針について 議案第2号 湯河原町児童生徒就学援助費の額について 議案第3号 湯河原町立湯河原小学校運営協議会委員の任命について 議案第4号 湯河原町立東台福浦小学校運営脅威会委員の任命について 議案第5号 湯河原町青少年指導員の委嘱について 議案第6号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱について 議案第7号 湯河原町立図書館協議会委員の任命について 議案第8号 湯河原町社会教育委員の委嘱について 議案第9号 湯河原町学童保育所運営委員会委員の委嘱について (協議事項) 協議第1号 令和5年度三原市・湯河原町親善都市子ども交流推進事業実施要項（案）について 協議第2号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について 協議第3号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について (報告事項) ・教育委員会事務局職員の人事について 外3件

第2回 定例会	令和5年 5月29日	(議決事項) 議案第10号 湯河原町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について 議案第11号 湯河原町立吉浜小学校運営協議会委員の任命について 議案第12号 湯河原町社会教育委員の委嘱について 議案第13号 湯河原町学童保育所運営委員会委員の委嘱について (協議事項) 協議第4号 中学校給食について 協議第5号 令和5年度6月補正予算(第2号)(案)について 協議第6号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について 協議第7号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について 協議第8号 町立湯河原美術館関係資料寄贈受入れについて (報告事項) ・令和5年度校外体験学習推進事業について 外5件
第3回 定例会	令和5年 6月27日	(議決事項) 議案第14号 教育委員会事務局職員の人事について 議案第15号 令和5年度就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の決定について (協議事項) 協議第9号 中学校給食について 協議第10号 新入学祝金支給制度(案)について 協議第11号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について 協議第12号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について (報告事項) ・高校生通学定期券購入費補助事業(案)について 外10件
第4回 定例会	令和5年 7月27日	(議決事項) 議案第16号 令和6年度使用小中学校教科用図書の採択について 議案第17号 令和6年度使用一般図書(学校教育法附則第9条に規定する教科用図書)の採択について 議案第18号 令和5年度就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の追加決定について 議案第19号 湯河原町指定重要文化財の指定解除について (協議事項) 協議第13号 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方策定の進め方について 協議第14号 湯河原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 協議第15号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について(公益財団法人かながわ考古学財団) 協議第16号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について(神奈川県立歴史博物館)

		協議第17号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について（CROSS OVER 実行委員会） （報告事項） ・行政文書公開請求について 外 2 件
第 5 回 定例会	令和 5 年 8 月 30 日	（議決事項） 議案第20号 令和 5 年度学校の冬季休業中における日直及び宿直を置かない日について 議案第21号 令和 5 年度幼稚園の冬季休業中における日直を置かない日について （協議事項） 協議第18号 令和 5 年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について 協議第19号 就学援助費（新入学用品費）の入学前支給について 協議第20号 令和 5 年度 9 月補正予算（第 4 号）（案）について 協議第21号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について（リビエラ未来創りプロジェクト） 協議第22号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について（湯河原俳句協会） 協議第23号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について（公益社団法人スコーレ家庭教育振興協会） （報告事項） ・湯河原町長職務代理者について 外 5 件
第 6 回 定例会	令和 5 年 9 月 28 日	（議決事項） 議案第22号 湯河原町就学援助費交付事務処理要綱の一部改正について 議案第23号 湯河原町特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部改正について 議案第24号 湯河原町児童生徒就学援助費の額について （協議事項） 協議第24号 湯河原町新入学祝金支給要綱の制定について 協議第25号 令和 5 年度湯河原町体育功労者、優秀選手、優秀団体等表彰について 協議第26号 湯河原町教育委員会後援等承認申請（一般財団法人言語交流研究所ヒップファミリークラブ）について 協議第27号 湯河原町教育委員会後援等承認申請（小田原私立幼稚園協会）について （報告事項） ・各校の人権教育に係る取組について 外 9 件

第7回 定例会	令和5年 10月30日	(議決事項) 議案第25号 湯河原町立湯河原中学校お弁当配食サービス実施要領の制定について 議案第26号 令和5年度就学援助費の決定について (協議事項) 協議第28号 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方の策定について 協議第29号 湯河原町育英奨学金奨学生の募集(案)について 協議第30号 令和5年度12月補正予算(第5号)(案)について 協議第31号 湯河原町教育委員会後援等承認申請(かながわの伝統文化の継承と創造プロジェクト実行委員会)について (報告事項) ・人権に関する川柳の募集結果及び選考について 外5件
第8回 定例会	令和5年 11月21日	(議決事項) 議案第27号 湯河原町教育委員会人事について 議案第28号 令和5年度湯河原町教育支援委員会結果について (協議事項) 協議第32号 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方について 協議第33号 人権に関する川柳の最終選考について 協議第34号 令和5年度町立湯河原美術館関係資料の寄贈受入れについて (報告事項) ・教育委員会事務局職員の人事について 外1件
第9回 定例会	令和5年 12月20日	(議決事項) 議案第29号 湯河原町立小学校及び中学校における一時帰国に伴う体験入学実施要領の制定について 議案第30号 令和5年度就学援助費の決定について 議案第31号 令和5年度教育委員会の事務点検・評価について (協議事項) 協議第35号 令和6年度湯河原町教育委員会基本方針(案)について 協議第36号 令和6年度就学援助制度のお知らせ(案)について 協議第37号 新年度準備期間についての陳情について (報告事項) ・教育委員会事務局職員の人事について 外6件
第10回 定例会	令和6年 1月30日	(議決事項) 議案第32号 令和5年度湯河原町教育支援委員会結果について 議案第33号 湯河原町育英奨学金奨学生選考委員会委員の委嘱について 議案第34号 令和6年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について 議案第35号 令和6年度学校の休業日について 議案第36号 令和6年度幼稚園の休業日について

		議案第37号 令和6年度学校の夏季及び冬季休業中における日直等を置かない日について 議案第38号 令和6年度幼稚園の夏季及び冬季休業中における日直を置かない日について 議案第39号 令和5年度就学援助費の決定について (協議事項) 継 続 協 議 令和6年度湯原町教育委員会基本方針(案)について 協議第38号 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方について 協議第39号 令和5年度3月補正予算(第7号)案について 協議第40号 令和6年度当初予算案について (報告事項) ・行政文書公開請求について 外2件
第11回 定例会	令和6年 2月27日	(議決事項) 議案第40号 令和6年度湯河原町教育委員会基本方針について 議案第41号 令和5年度就学援助費の決定について (協議事項) 協議第41号 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方について 協議第42号 町立学校における臨時休業について 協議第43号 令和6年度湯河原町学童保育所入所児童について (報告事項) ・令和6年度湯河原町議会(3月)定例会「一般質問」について 外2件
第12回 定例会	令和6年 3月18日	(議決事項) 議案第42号 湯河原町立学校文書取扱規程の一部を改正する告示について 議案第43号 令和6年度湯河原町育英奨学金奨学生の決定について 議案第44号 教職員の人事について 議案第45号 湯河原町指導主事の任命について 議案第46号 湯河原町教育指導員の任命について 議案第47号 湯河原町教育指導員の任命について 議案第48号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱について 議案第49号 湯河原町スクールソーシャルワーカーの委嘱について 議案第50号 湯河原町社会教育推進員の任命について 議案第51号 湯河原町青少年相談員の委嘱について 議案第52号 湯河原町青少年相談員の委嘱について 議案第53号 湯河原町社会教育委員の委嘱について 議案第54号 湯河原町青少年指導員の委嘱について 議案第55号 湯河原町文化財審議委員の委嘱について 議案第56号 湯河原町生涯学習推進委員の委嘱について 議案第57号 湯河原町スポーツ推進委員の委嘱について (協議事項) 協議第44号 教育長の営利企業等の従事許可について

	協議第45号 教育長の営利企業等従事許可について 協議第46号 令和6年度「湯河原町人権教育月間」について 協議第47号 令和6年度湯河原町教育委員会研修等事業計画（案）について 協議第48号 令和6年度校外体験学習推進事業（案）について 協議第49号 令和6年度社会教育課事業計画（案）について 協議第50号 令和6年度町立図書館事業計画（案）について 協議第51号 令和6年度町立湯河原美術館事業計画（案）について （報告事項） ・令和6年度湯河原町ICT教育推進アドバイザーについて	外2件
--	--	-----

イ 総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成27年度に教育委員会と町長との連携強化を図るため、「総合教育会議」が設置されました。

平成27年度は、5回（書面会議を含む）の会議が開催され、案件としては、「旧湯河原中学校跡地について」や「中学校給食について」などが審議されたほか、「湯河原町教育大綱」がこの会議を経て策定されました。

平成28年度は、2回の会議が開催され、「美術館整備計画について」、「（仮称）湯河原防災コミュニティセンターの計画（案）について」、「第三次子ども読書推進計画（パブリックコメント）について」や「町民レクリエーションの集い開催会場について」などが案件として審議されました。

平成29年度は、2回の会議が開催され、「湯河原町就学援助費について」、「小学校における外国語教育の充実に向けた取組みについて」、「吉浜小学校における放課後子ども教室の実施について」や「郷土芸能の指定について」などが案件として審議されました。

平成30年度は、2回の会議が開催され、「教育大綱に係る各基本目標ごとの重点項目に対する検証について」、「平成31年度小学校における外国語教育(案)について」、「吉浜小学校放課後子ども教室(案)について」、「平成30年度教育大綱に係る基本目標ごとの重点項目に対する検証について」、「湯河原町防災コミュニティセンターについて」や「学校におけるICT環境の整備及びプログラミング教育について」などが案件として審議されました。

令和元年度は、2回の会議が開催され「中学校給食について」、「湯河原町民体育館駐車場整備計画(案)について」、「教育大綱の改訂(案)について」などが案件として審議されました。

令和2年度は、2回の会議が開催され「中学校給食について」、「教育大綱の改定について」及び「教育大綱に係る基本目標の重点項目に対する検証について」などが案件として審議されました。

令和3年度は、2回の会議が開催され「教育大綱の改定について」、「教育大綱に係る基本目標の重点項目に対する検証について」、「今後の町立幼稚園及び小中学校のあり方について」、「学校給食費の徴収について」、「新型コロナウイルス感染症対策について」及び「学校運営協議会について」が案件として審議されました。

令和4年度は、2回の会議が開催され「今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方について」、「教育大綱に係る基本目標の重点項目に対する検証について」が案件

として審議されました。

令和5年度は、1回の会議が開催され「教育大綱に係る基本目標の重点項目に対する検証について」、「教育大綱の改定について」、「今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方について」が案件として審議されました。

ウ 教育委員の教育推進活動

教育委員は、定例会や臨時会などの教育委員会会議のほか、幼稚園・小学校・中学校の学校訪問、教育委員会や町などの主催行事及び学校行事への参加、教育委員一人ひとりの見聞や認識を深めるため教育行政に関する研修会などへ参加しました。

月	学校行事等	社会教育行事等	研修会・協議会等
令和5年 4月	・小学校入学式 ・中学校入学式 ・幼稚園入園式	・町民大学開講式	・神奈川県市町村教育委員会連合会第1回役員会及び総会（オンライン会議） ・西湘地区教育委員会連合会第1回役員会（書面会議） ・西湘地区教育委員会連合会総会（会場とオンライン会議の併用開催）
5月		・インリーダー宿泊研修	
6月	・中学校運動会		
7月		・少年少女砂の芸術大会	
8月		・三原市・湯河原町親善都市子ども交流推進事業 ・町民バレーボール大会	・西湘地区教育委員会連合会第2回役員会（書面会議、オンライン会議） ・神奈川県市町村教育委員会連合会第2回役員会（オンライン会議） ・教育講演会
9月		・秋のスポーツイベント	
10月	・小学校運動会	・町文化祭 ・町民レクリエーションの集い	
11月	・子どもフォーラム	・町音楽交流会 ・ツーデーマーチ	・神奈川県市町村教育委員会連合会研修会
12月			
令和6年 1月	・子どもフォーラム	・二十歳のつどい	

2月			
3月	・小学校卒業式 ・中学校卒業式 ・幼稚園卒園式	・湯河原温泉オレンジマラソン ・町民大学閉講式	

エ 湯河原町教育委員会の構成

(敬称略)

(ア) 令和5年4月1日から令和5年12月31日まで

役 職 名	氏 名	任 期
教育委員 (教育長職務代理者)	貴田 太史	平成30年11月1日～令和8年10月31日
教 育 委 員	西山 清和	令和3年2月1日～令和7年1月31日
教 育 委 員	山田 貴子	令和元年10月19日～令和5年10月18日
教 育 委 員	深澤 里奈子	令和4年4月1日～令和6年3月31日
教 育 長	菅沼 浩行	令和3年4月1日～令和6年3月31日

(イ) 令和5年10月19日から令和5年12月31日まで

役 職 名	氏 名	任 期
教育委員 (教育長職務代理者)	貴田 太史	平成30年11月1日～令和8年10月31日
教 育 委 員	西山 清和	令和3年2月1日～令和7年1月31日
教 育 委 員	山田 貴子	令和5年10月19日～令和9年10月18日
教 育 委 員	深澤 里奈子	令和4年4月1日～令和6年3月31日
教 育 長	菅沼 浩行	令和3年4月1日～令和6年3月31日

(ウ) 令和6年1月1日から令和6年3月31日まで

役 職 名	氏 名	任 期
教育委員 (教育長職務代理者)	西山 清和	令和3年2月1日～令和7年1月31日
教 育 委 員	山田 貴子	令和5年10月19日～令和9年10月18日
教 育 委 員	深澤 里奈子	令和4年4月1日～令和6年3月31日
教 育 委 員	鈴木 貴志	令和6年1月1日～令和8年10月31日
教 育 長	菅沼 浩行	令和3年4月1日～令和6年3月31日

(2) 教育委員会の実施した施策・事業

ア 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を身に付けた児童・生徒の「生きる力」の育成を図ります。		学校教育課
(1) 創意・工夫ある教育課程の編成の推進 (2) 児童・生徒指導の充実 (3) 情報教育の充実 (4) 支援教育の充実 (5) 「食育」の推進 (6) 幼児教育の充実 (7) 学校ボランティアの推進		
主な実績	成 果	評点
子どもフォーラム開催事業	「笑顔あふれる最高の楽校の実現」と「小・小連携」「小・中の接続」を目標として、小学生、中学生、保護者、教職員、地域の方々など広く参加していただき、3日間の日程で、目標実現のため、話し合い活動や交流を深めるためのアクティビティを行いました。 また、小・中学生時代に参加した経験のある高校生がOBとして参加するなど、小学生から高校生までのつながりを持つことができ、事業目的である「小・中の接続」に加え連携により好ましい傾向が見られました。 DAY1 令和5年11月11日 活動内容 防災ロゲイニング 津波などの災害が起きた際、どこに避難すればよいのかわかるよう町内を歩き、また海拔標識の意味を知ること、防災意識を高めます。 場 所 町内 参加者 18名（小学生9名、中学生1名、高校生3名、保護者4名、教員1名） DAY2 令和5年11月12日 活動内容 1 青空のもとで身体を動かそう 2 みんなで出し合ったテーマについて話をしよう（ダイアログ） 場 所 防災コミュニティセンター 参加者 14名（小学生9名、高校生2名、保護者1名、ボランティア1名、教員1名） DAY3 令和6年1月20日 活動内容 1 誰もが楽しめるように工夫されたスポーツに挑戦しよう 2 みんなで出し合ったテーマについて話をしよう（ダイアログ） 場 所 防災コミュニティセンター 参加者 21名（小学生9名、中学生4名、高校生1名、大人6名、教員1名）	A
小中学校校務支援システム事業	小学校（3校）及び中学校における成績管理や出欠席管理など教員が行う校務について、情報漏えい防止や校務の負担軽減を図るため、校務支援システムを小学校及び中学校に導入しています。 校務支援システム（平成30年度リース物件） 校務用パソコン等借上（平成30年度リース物件） 平成31年4月から運用を開始しました。	A

学びづくり推進事業	学校、地域、家庭の連携によって児童生徒に望ましい生活習慣や家庭での学習習慣を習得させるための仕組みづくりについて実践研究を行い、小中学校及び幼稚園で実施した研究会等へ講師を招き、また、先進校が実施する研究授業へ教諭が参加しました。なお、各校の教員は、全員参加が基本です。 学校における研究会の開催講師 石田淳一氏 小学校2回（湯河原小） 白井達夫氏 小学校2回（東台福浦小） 三浦修一氏 中学校2回 梅澤秋久氏 中学校1回 原 孝成氏 幼稚園2回	A
児童用（生徒用）机・椅子・教卓等整備事業	長期使用による老朽化などにより、修理不可能な机・椅子等が定期的に発生するため、補充を行いました。 湯河原小学校 机4台・椅子4脚 脚折りたたみテーブル2台 吉浜小学校 机10台・椅子10脚・机天板1枚 東台福浦小学校 机8台・椅子8脚 湯河原中学校 机24台・椅子24脚・机天板24枚	A
図書等整備事業	学習指導に必要となる指導用教材や指導用図書、教師用教科書を購入しました。 また、児童生徒用図書を定期的に購入し、図書の充実を図りました。	A
要保護・準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育奨励費補助事業	学校教育法第19条に基づき、生活保護世帯及び生活保護世帯に準ずる世帯の児童生徒の保護者に対し、学用品費・給食費・修学旅行費の一部を援助し、義務教育である小中学校において、他の児童生徒と同様に学校生活が過ごせるよう助成しました。 対象者 144名（令和4年度 対象者140名）	A
小中学校児童生徒作品展開催事業	町立小中学校の児童生徒の作品を一堂に展示し、小中学校教育の学習の成果と発表や鑑賞の機会を提供するとともに、児童生徒の多彩な学習の成果を発表しました。 期間 令和5年11月1日から令和6年2月13日まで 場所 各小中学校で巡回展示、町立湯河原美術館	A
副読本「ゆがわら」作製事業	郷土湯河原の歴史や文化等を学習するための副教材として作成し、社会科副読本として小学校4年生と中学校1年生に配付するものです。 令和5年度は副読本「ゆがわら」（小学生版）を作成し、小学4年生に配布しました。 （カラー66ページ、地図等4枚 500冊）	A

新入学祝金支給事業	子育て応援の一環として、義務教育年限内における新入学児童及び生徒の入学をお祝いするとともに、教育活動の安全と健全な成長に寄与することを目的として入学祝金を支給するものです。 令和5年度につきましては、令和5年度に1年生になった児童生徒及び令和6年度に1年生になる児童生徒を対象として実施し、支給率を100%とすることができました。 令和5年度における支給実績 令和6年度小学1年生：82名 令和6年度中学1年生：163名 令和5年度小学1年生：99名 令和5年度中学1年生：162名	A
方向性・課題	子どもフォーラム開催事業は、笑顔あふれる最高の楽校の実現などを目標に開催しており、更なる内容の充実や開催時期の検討が必要と考えます。 学びづくり推進事業などによる教職員の研修・研究及び教職員の働き方改革推進は、継続的な実施により、教職員の意識改革や授業改善に役立ち、子どもたちに向き合う時間を増やすことによりきめ細やかな教育の向上などにつながるものと考えます。 校務支援システム事業は、教職員の校務負担の軽減や成績管理などの適正化を目指すものであり、今後も推進していくものと考えます。	
評価委員意見等	「子どもフォーラム開催事業」は、学年や学区を越えて縦と横のつながりを持つことができ、また、小学生から高校生まで多年代を対象に実施しているなど“人とのつながり”を高める大変意義のある事業であると思います。児童生徒のつながりをさらに深めるために、事業のOB・OGである高校生が主体的に参加することや、初参加者も楽しめることをアピールするなど、内容の充実とともにより多くの参加が得られるよう工夫が必要であると思います。継続して、来年度以降も楽しく集い、考え、話し合える場を創り上げることを期待します。 「図書等整備事業」では、児童生徒一人1台端末（タブレット）によるGIGAスクール構想により、本町でも電子図書や電子辞書の利用が多くなっていることと思いますが、紙の図書に触れ、表紙や装丁から得られる感触を味わうことや、紙をめくりながら本を読む楽しさを大切にするためにも、今後も児童生徒用図書を充実されるよう希望します。また、辞書や事典、大きな図鑑などを使い、索引から検索して調べ物をする充実感も失われないよう図書館司書と連携してください。 また、新規事業である「新入学祝い金支給事業」では、新事業を滞りなく実施することができ、また、支給率100%であったことを評価します。今後も対象者全てに支給できるよう事業周知とともに、申請手続のサポートをお願いします。	

イ 「信頼される学校づくり」を推進します。		学校教育課
(1) 学校運営の更なる充実 (2) 教員業務の適正化に向けた働き方改革の推進 (3) 小中一貫校の検討による学校づくりの推進 (4) コミュニティスクールへの移行による開かれた学校の推進 (5) 問題行動への早期対応の継続 (6) 不登校児童・生徒への支援体制の更なる充実 (7) 外国につながるのある児童・生徒への支援体制の更なる充実		
主な実績	成 果	評点
小中学校児童生徒支援事業	特別な支援を必要とする園児、児童生徒に対し発達検査を実施するとともに、その子どもたちを支援・指導する教師等へのアドバイスを行う「支援教育アドバイザー」1名及び「スクールソーシャルワーカー」1名を委嘱し、未就学の時期から切れ目なく就学支援をしていくネットワークを構築しています。 また、小中学校において、楽しい学校生活を送るためのアンケート“Q-U”（Questionnaire-Utilities『楽しい学校生活を送るためのアンケート』という心理テスト）を年2回行い、学級の状態や子どもの心理状況を把握することで、いじめの早期発見と解消について、組織的対応を図っています。教員間では、アンケート結果の活用方法等について情報共有を図るなどの勉強会・研究会を開いています。	A
教育支援教室推進事業	町立小中学校において学校へ通うことができない児童生徒を支援するため、県立小田原支援学校湯河原校舎2階に教育支援教室（旧：適応指導教室）を開設し、保護者への助言や児童生徒へ学校復帰へのアドバイス等を行いました。 また、引き続き教室近くに畑を整備し、児童生徒が作物の苗付け・収穫などに関わることで、自主性が養われるよう配慮しました。 令和5年度通室者数13名 （学校へ通うことができたようになった児童生徒2名） 令和4年度通室者数 8名 （学校へ通うことができたようになった児童生徒4名）	A
学校運営協議会運営事業	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律等に基づき、令和4年度から順次設置を進めているものです。 学校運営協議会設置日 湯河原小学校 令和5年4月1日 吉浜小学校 令和4年11月1日 東台福浦小学校 令和4年4月1日	A
総合的学習等推進事業	各学年の発達段階に応じた活動や学習を行う「総合的学習」を推進するものです。また、全教職員が参画する校内事業研究会の開催等を推進するものです。 各小学校 花や野菜の栽培等 中学校 A C T（アート・コミュニケーション・トレーニング）の教材の購入等	A

外部教育力活用事業	外部講師を招き、講演会を開催することで国際文化学習や心身の発達と個性の伸長を促し、学校教育活動の充実を図るため、実施しているものです。 湯河原小学校 卒業記念講演会 吉浜小学校 日本音楽教育授業（尺八） テーマ「日本の音楽」 卒業記念講演会 テーマ「夢や希望をもって生きる」 東台福浦小学校 漁船体験 ロコモ体操 着衣泳 国際理解教育講演会 卒業記念講演会	B
方向性・課題	特別な支援を必要とする児童生徒への対応や各学級の状態の把握などは、引き続き、児童生徒支援事業における専門員のサポートを実施すべきと考えます。 不登校の児童生徒に対しては、教育支援教室を中心として、児童生徒の理解を深め、家庭環境等の個々の背景にも配慮した指導を行っていくことが求められています。 また、学校評議員制度からコミュニティスクール（学校運営協議会制度）への移行については、各学校と連携をしながら検討を進め、3小学校に設置できました。今後は、湯河原中学校への設置を検討してまいります。	
評価委員意見等	「小中学校児童生徒支援事業」及び「教育支援教室推進事業」では、なかなか減少しないいじめや不登校の問題に対して、その都度真摯に取り組んでいることと思います。長年継続実施している“Q-Uアンケート”（Questionnaire-Utilities『楽しい学校生活を送るためのアンケート』という心理テスト）について、効果的な実施方法の再検討など、形骸化していることがないか、ルーティンとなっている対応はないか等、今一度立ち止まり、改めて児童生徒に寄り添い信頼関係が構築できるよう努めていただきたいと思います。繰り返し積み上げていくことが、実りある結果につながっていくものと思います。 「総合的学習等推進事業」では、花を苗や球根から育てたり、野菜の栽培をしたり、児童生徒の情操教育に力を入れており、また、「外部教育力活用事業」では、各校テーマを決めて専門家講師等を招くなどの工夫が見られます。今後もさまざまな知恵を出し合いながら、児童生徒へ心温まるメッセージ等が発信されることを希望します。	

ウ 「安全・安心な学校づくり」を推進します。		学校教育課
(1) 児童・生徒の見守りの充実 (2) 安全、安心な施設づくりの充実		
主な実績	成 果	評点
校舎等整備及び学校施設整備事業	各学校において、児童生徒の安全、安心を図るため各種施設の点検を行っております。この点検結果などに基づき、各施設の改修工事等を実施しました。 湯河原小学校 消防用設備改修工事 空調設備整備工事 吉浜小学校 消防用設備改修工事 北棟屋上防水工事 東台福浦小学校 空調設備整備工事 湯河原中学校 消防用設備改修工事	A
防災備蓄用品購入事業	非常時の安全確保のため、各小学校及び中学校に防災用備蓄用品の整備をしました。 湯河原小学校 保存水（7年保存）500ml 576本 吉浜小学校 保存水（7年保存）500ml 672本 東台福浦小学校 保存水（7年保存）500ml 192本 湯河原中学校 保存水（5年保存）2ℓ 174本 防災備蓄用食糧（50食）2箱 簡便エアーマット 50個	A
感染症対策事業 （学校教育課・各学校）	引き続き、新型コロナウイルス感染症だけでなく、感染症全般の対策を講じた学校運営を行うため、国庫補助金（学校保健特別対策事業費補助金（補助率1/2））を活用し、小中学校に換気をするための保健管理用備品を購入しました。 湯河原小学校 網戸、大型扇風機 吉浜小学校 網戸、大型扇風機 東台福浦小学校 網戸、大型扇風機 湯河原中学校 網戸、大型扇風機	A

理科教育設備整備事業	国庫補助金（理科教育設備整備費等補助金（補助率1/2））を活用し、小中学校に理科教育設備等の整備を行いました。 湯河原小学校 電気の利用プログラミング学習セット 直方体・立方体の説明器セット 軽量1m立方体説明器 吉浜小学校 鉄製スタンド 流水の働き実験器 振り子実験器 円グラフ指導板 帯グラフ指導板 棒グラフ指導板 折れ線グラフ指導板 東台福浦小学校 鉄製スタンド 振り子実験器 実験用てこ 単位換算シート（長さ・かさ・重さ） 単位換算シート（面積・体積） 教授用マッチ棒セット 折れ線グラフ指導板セット 湯河原中学校 双眼実体顕微鏡 電源装置	A
開校150周年記念（準備）事業	湯河原小学校及び吉浜小学校において、開校150周年を迎え、記念式典等を実施しました。改修事業については、県補助金（市町村自治基盤強化総合補助金（補助率1/3））を活用し実施しました。 記念事業 湯河原小学校 記念誌及び記念動画の作成 記念品の作成（マグカップ） プール塗装工事 吉浜小学校 記念誌の作成 記念品の作成（マグカップ） 渡り通路改修工事	A
方向性・課題	校舎等の施設整備については、優先順位を付けるなど計画的に施設整備を行うことで、児童生徒の安全・安心を最優先するべきと考えます。また、令和3年3月に策定された「湯河原町学校施設長寿命化計画」の方針に沿って検討することに加え、「今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方（原案）」の検討の中でも、審議していく必要があります。	
評価委員意見等	「校舎等整備及び学校施設整備事業」は、前述の“方向性・課題”の中でも認識されているように、幼稚園を含んだ今後の町立小・中学校のあり方について本格的な検討に着手する中で、町部局との連携をさらに強化し取り組むべき課題であると考えます。学校の校舎及び施設の整備計画については、これまで以上に町部局との連携を強化し、総合教育会議に諮っていくなどして取り組まれるものと考えます。 一方で、「理科教育設備整備事業」では、国庫補助金を活用しながら、学校の需要を正確に把握した上で、今後も計画的な整備をお願いします。 また、湯河原小学校及び吉浜小学校の「開校150周年記念（準備）事業」は、両校それぞれに記念品等を作成し、また、記念事業については、県補助金を活用するなどして取り組まれたことを評価します。	

エ 人と人とのふれあいを大切にする思いやりの心、地球環境を大切にする心を育みます。		学校教育課
(1)「笑顔」でさわやかな「あいさつ」の促進 (2)地球にやさしい行動のできる児童・生徒の育成		
主な実績	成 果	評点
学校支援ボランティア活用事業	令和4年度からは新型コロナウイルス感染症による影響も少なくなり、学校の環境整備のサポートや学校図書館の運営など、ボランティアによる地域の力をお借りし、学校運営の向上を図りました。 学習指導補助、図書館活動・家庭科・栽培支援サポート、交通安全サポートなど多岐にわたり実施しています。 【各学校の取組事例】 湯河原小学校 遠足補助、給食ボランティア、読み聞かせ、体力テスト補助、調理実習補助、校外学習補助、宿泊体験学習補助、飾り付け・図書整理、土づくり・苗植え、草むしり、清掃活動 プールボランティア、校内研自習見守り 吉浜小学校 給食ボランティア、校外学習補助、体力テスト補助、プールボランティア、図書整理 東台福浦小学校 校外学習補助、体力テスト補助、図書整理・飾り付け、清掃、土鈴づくり、たこ作り、土づくり・花植え 湯河原中学校 読み聞かせ、グラウンド整備、花植え	A
方向性・課題	学校支援ボランティアを活用した地域との連携では、教科に関連した技術、知識等を備えた方の協力により、また、課外活動においても地域の多くの方々により支えられており、今後もより多くの方々の協力を得られるよう、地域の学校として使命を果たしていくことが求められています。	
評価委員意見等	「学校支援ボランティア活用事業」は、各校それぞれのニーズに応じて、学校及びコーディネーターの調整により特色のあるサポートが実施されています。地域の皆様と学校が連携することで、学校運営の向上が図られており、今後もさらに活動の幅が広がることにより地域に根差した学校となるよう期待したいと思います。 また、地域の協力が欠かせない事業ですので、今後も学校・教育委員会が地域の皆様と連携し、より良い学校運営を目指されることを希望します。	

オ 人権教育及び人権啓発を推進します。		学校教育課
(1)「ともに生き、支え合う地域社会」の実現を目指した人権教育の推進 (2)「人権教育月間」や「人権教育に係る年間計画」による人権教育、人権啓発の実施と振り返り評価の実施		
主な実績	成 果	評点
教職員等研修事業	教職員の資質能力向上を図るため、研修会を実施しました。テーマは、「不登校の解き方を考える」とし、渡邊香子氏を講師としてお招きしました。 内 容 人権教育研修会「不登校の解き方を考える」～キャリア教育としての不登校支援～ 開催日 令和5年8月22日（火）午後1時30分から 場 所 防災コミュニティセンター2階 205、206会議室 参加者 湯河原小、吉浜小、東台福浦小、湯河原中、福浦幼稚園及び保育園の教職員	A
人権教育等促進事業	湯河原町でいじめに関する調査員会からの答申（平成26年3月）の中で示された提言を受け、小学校5・6年生及び中学生を対象として、「人権川柳」を募集し、入選作品を印刷したプリントをクリアブックに入れ、児童生徒に配布し、人権に関する啓発を図りました。 また、社会への対応が困難とならないよう、「社会で他者との良好な関係を形成し、それを維持していくための知識や技術」を体系的に習得するため、社会生活技能訓練（アート・コミュニケーション・トレーニング）のプログラムを専門的に行うNPO法人に委託し、児童生徒に対し、講座を行い、コミュニケーション能力の向上と社会生活で予想されるトラブルを事前に指導することを通じて、より良い人間関係の構築を図るとともに、児童生徒を指導する教員もスキルアップを図ることができました。 ※平成30年度からSST：ソーシャル・スキル・トレーニングからACT：アート・コミュニケーション・トレーニングへ名称変更しました。	A
方向性・課題	人権は全ての人が生まれながらに持っている権利であり、教育では、人権尊重の理念について正しい理解を深め、家庭、地域、学校が一丸となり、差別のない「共に生き、支え合う地域社会」を目指すものと考えます。 いじめの問題については、「どの子どもにも、どの学校でも、いじめは起こりうる」という前提のもと、未然防止と早期発見に努めるものとします。 社会生活技能訓練（アート・コミュニケーション・トレーニング）は、継続して実施する必要があると考えます。	
評価委員意見等	平成25年4月の事案から11年が経過する中で、これを風化させることなく、人権尊重の理念を再確認しながらいじめの早期発見と解消に取り組まれていると認識しています。また、湯河原町いじめ問題対策連絡協議会の開催や人権教育年間計画を策定するなど、今後も丁寧な人権教育の実践をお願いします。 その中で、「教職員等研修事業」は、職員の資質向上に寄与しており、今後も継続的な実施を要望します。また、「人権教育等促進事業」の社会生活技能訓練は、コミュニケーション能力の向上を図り、より良い人間関係の構築を目指す効果的な取組として評価しています。児童生徒だけではなく、教職員に対しても効果的な取組であると捉えておりますので、今後も継続することで目に見えなくとも、確実に実りある成果に繋がることを期待しています。	

カ 本町独自の魅力ある教育を推進します。	学校教育課
(1) 児童・生徒に寄り添う教育の継続実施 (2) 社会生活技能訓練としてのアートコミュニケーショントレーニングの継続実施 (3) 外国語指導助手の幼稚園、小学校及び中学校への継続派遣 (4) 校外体験学習の継続実施 (5) 児童生徒用タブレット端末の家庭での通信料の全額負担の継続 (6) 育英奨学金給付事業の継続実施 (7) 幼稚園給食の検討及び中学校給食の実施 (8) 幼稚園におけるサービスの充実	
主な実績	成 果 評点
小中学校等外国語活動推進事業	幼少期から外国語に慣れ親しむことで、小学校における外国語活動へつなげるとともに、将来、観光立町推進を担う人材の育成に役立てます。各学年に応じた学習方法により、低学年までは、楽しく学びながら、小学校3・4年生は外国語活動、小学校5・6年生及び中学校においては外国語指導助手による英語の授業を行っています。 児童生徒は、本物の英語に触れることができ、臨場感のある授業展開により授業の質が向上しています。 ○幼稚園 五感を通して外国語に慣れ親しみながら外国語学習の基礎を築くことを目的に、町内公立幼稚園（1園）及び保育園（4園）で、月2回程度（年間15回）外国語指導助手を派遣しています。年間のレッスン計画により「あいさつ」や「英語で言ってみよう」などのプログラムを実施しています。 ・株式会社ボーダーリンク（※保育園でも実施） ○小学校 学習指導要領の改訂により、外国語活動を充実させるため、外国語指導助手（ネイティブスピーカー）の派遣を充実させています。 1・2年生 幼稚園・保育園からの継続 3・4年生 外国語教材による英語活動 5・6年生 外国語指導助手による英語の授業 ・BALLEW LENORE ANITA ・ホルニャック 真裕 ・株式会社インタラック 関東南 ○中学校 外国語教育のさらなる充実を図るため、外国語指導助手1名の派遣を委託しました。英語教員の補助として英語の授業を実施し、積極的に会話ができる環境をサポートしています。 ・株式会社インタラック 関東南
校外体験学習推進事業	小学校3校の児童を対象とした校外体験学習を通じて、地域の方々とのふれあい、また、地場産業を体験することなどにより、人への思いやりや自然の大切さに触れることで生命の尊さなどを学んでおります。 稚鮎放流体験 令和5年4月24日 参加人数151名 （湯小2年生44名、吉小2・3年生85名、東台2・3年生22名） 茶摘み体験 令和5年5月2日 参加人数148人 （湯小3年生42名、吉小6年生79名、東台3・4年生27名） 温泉入浴体験 令和5年6月5日 参加人数104人 （湯小4年生51名、吉小3年生43名、東台3年生10名）

ICT教育推進事業	児童生徒に対して1人1台の教育用タブレット端末が整備されており、小中学校内においてはインターネット接続が可能となるよう無線LANのアクセスポイントが設置されています。また、教育用タブレットによる家庭学習に際して、家庭での通信環境による差が出ないよう通信料を町が負担し、教育環境の充実を図っております。 教育用タブレットインターネット接続料（2年契約） 令和5年度：14,176,800円 令和6年度：14,176,800円	A
町育英奨学金	町内に在住し、優良な生徒であって、経済的理由により高等学校課程が修学困難なものに対して、学費・交通費等を交付し、学業の奨励を図りました。令和5年度は、令和4年度に引き続き、対象者を25名で募集しました。 対象者 審査結果により19名が対象（応募者26名）	B
幼稚園子育て支援事業	幼稚園における預かり保育を実施するための事業です。平成30年9月から預かり保育を週3日から5日へ実施日を増やし、継続して子育て支援を充実しています。 また、令和元年10月から利用料を1回500円から450円に引き下げました。 開 所 日 時 月～金 14時～16時 延利用園児数 435名	A
方向性・課題	小学校における外国語活動事業は、外国語指導助手を継続して配属するなど、引き続き適切に対応していくべきと考えます。また、幼保小外国語活動推進事業により、幼児期から外国語に慣れ親しむことができ、幼保小の連携を図ることができたと考えます。 ICT教育推進事業は、令和2年度に児童生徒1人1台の教育用タブレット端末の整備、各学校にはインターネット接続が可能となる無線LANのアクセスポイントを設置し、GIGAスクール構想実現に係るハード面の整備を行いました。また、LTE回線の通信料を町が負担し、家庭のインターネット環境によって家庭での学習に差が出ないよう、情報教育の充実に努めています。	
評価委員意見等	「小中学校等外国語活動推進事業」は、外国語指導助手（ネイティブスピーカー）の派遣など、実践に即しながら、各学年、年代に応じたカリキュラムを構築されるなど、工夫しながら語学学習に取り組まれています。今後も語学を学ぶ下地となる環境を整えるとともに、学年の発達段階に応じて、語学力が高められるよう事業を継続し、推進されることを期待しています。 「校外体験学習推進事業」では、町内の3小学校が、それぞれ体験学習を計画・実施することで、児童の情操教育に役立っているものと認識しています。今後は、各校の取組をお互いに参考にしながら、児童がよりさまざまな体験の機会を得られるような取組をお願いします。 「ICT教育推進事業」では、児童生徒のタブレット端末において、家庭の通信環境により差が生じないように、LTE回線による通信を確保しており、他自治体と比較しても非常に手厚い対応をされています。今後は、事業効果の検証が重要になるものと考えますが、町独自の特色ある取組として、継続することを視野に入れながら検討していただくことを希望します。	

キ 「今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方の策定」を進めます。		学校教育課
(1)「学校施設の適正配置に関する考え方」及び意見交換会の住民等の意見も踏まえた原案の作成		
主な実績	成 果	評点
「今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方」原案の作成	令和4年8月に策定した、10年後（2032年）の本町の目指す教育などを示す「学校施設の適正配置に関する考え方」をもとに、また、令和4年度末に実施した当該考え方に関する意見交換会の住民等の意見も踏まえ、教育委員会にて審議の上、「今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方（原案）」を作成しました。	A
方向性・課題	今後は、作成した原案をもとに、在校生、保護者、教職員、今後入学予定の児童生徒やその保護者、地域住民との協議等が必要です。 また、校舎の新築を含めたハード面及び通学などのソフト面など多岐にわたる検討が必要と考えられます。	
評価委員意見等	「今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方」については、町教育行政にとって大きな課題であると同時に、町全体の懸案事項として捉えるべき重要施策であると考えます。その点を踏まえ「原案」を作成されたことに対しましては評価します。 今後は、教育委員会内部だけでなく、町部局、地域、教職員、保護者及び児童生徒など関係各位と情報共有を図りながら、より丁寧な対応で検討を進められるよう望みます。	

ク 各年代層に対応した生涯にわたる自主的な学習活動を支援します。		社会教育課															
(1) 学習情報の提供と学習相談機能の充実 (2) 生涯の各期に応じた学習機会の提供と充実 (3) 自主学習活動の育成と支援 (4) 社会教育団体の活動支援																	
主な実績	成 果	評点															
町民大学運営事業	町民の教養講座として各分野の専門家を講師に招き毎月1回(年12回)実施し、業務を町民大学運営委員会へ委託しています。 令和5年度は、運営委員会において協議した結果、会場を防災コミュニティセンター、定員を100名とし開催しました。 【毎月第3土曜日：定員100名】	A															
学習活動推進事業	地域会館(吉浜・門川・川堀)の活用や、地域に根ざした生涯学習の推進を図るとともに、郷土の豊かな自然に興味や関心を持ち、自然を大切にすることを通して人を愛する心を育むことを目標に、各種観察会(ツバメや野鳥、海のプランクトン、秋の植物、天体観察)を実施しています。 【令和5年度実績】 <table border="0"> <tr> <td>ツバメの観察会</td><td>5月21日</td><td>参加者：9人</td></tr> <tr> <td>プランクトン観察会</td><td>7月20日</td><td>参加者：23人</td></tr> <tr> <td>秋の植物観察会</td><td>11月11日</td><td>参加者：4人</td></tr> <tr> <td>天体観察会</td><td>12月17日</td><td>参加者：25人</td></tr> <tr> <td>親子陶芸教室</td><td>7月27～29日</td><td>参加者：32人</td></tr> </table> 門川会館あそびと学習の会 (ヨガ教室・こんにやくづくり・お飾り・そば打ち) 6月3日～2月16日の間 参加者：39人 文化福祉会館実践委会 (食虫植物、トウモロコシの皮で作る花、メルヘンス、お飾り) 6月18日～12月17日の間 参加者：75人 川堀ふれあい学びの会 (樹脂粘土・シアバタークリーム・お飾り・ステンドグラス風かざり) 7月23日～3月9日の間 参加者：53人	ツバメの観察会	5月21日	参加者：9人	プランクトン観察会	7月20日	参加者：23人	秋の植物観察会	11月11日	参加者：4人	天体観察会	12月17日	参加者：25人	親子陶芸教室	7月27～29日	参加者：32人	A
ツバメの観察会	5月21日	参加者：9人															
プランクトン観察会	7月20日	参加者：23人															
秋の植物観察会	11月11日	参加者：4人															
天体観察会	12月17日	参加者：25人															
親子陶芸教室	7月27～29日	参加者：32人															
方向性・課題	各年代層の生涯学習活動を支援するためには、幅広い年代層に対応した学習機会を設定し、学習者が自らの希望に沿った適切な学習機会を選択できることが望まれます。 課題として、町民大学については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から減らした定員と会場について、今後どのようにすべきか検討を行います。																
評価委員意見等	「町民大学運営事業」は、定員や会場の見直しも検討する必要があると考えますが、町民の学びの場が途切れることのないよう創意工夫を凝らし、今後も継続できることを望みます。 「学習活動推進事業」における各種教室・講座は、海・山・川と美しい自然に恵まれた地域の特性を活かし、季節に合わせた行事が開催されています。また、各講座とも親子で参加し、楽しみながら学ぶことができる事業であることから、今後も多くの方が参加できるよう開催の時期や募集方法などを検討してください。 生涯学習の企画運営の核となる生涯学習推進員の人材確保を図り、充実した活動を町民に提供してください。																

ケ 家庭の教育力向上を図ります。		社会教育課
(1) 地域の教育力の向上 (2) 家庭の教育力の向上		
主な実績	成 果	評点
家庭教育推進事業	社会情勢の変化とともに、家庭や子どもを取り巻く環境が様々に変容する中、家庭教育のあり方やこれからの時代を生きる子ども達の子育てについて理解を深め、各家庭の教育力を高めるため、3回の講座を開催しています。 第1回、第3回はYouTubeでの配信も行いました。 第1回 6月3日 来場数 19人 YouTube視聴回数 5回 「パパを楽しもう①～笑っている父親が社会を変える」 第2回 9月11日 来場数 19人 「パパを楽しもう②～笑っている父親が社会を変える」 第3回 11月9日 来場数 31人 視聴回数 48回 「叱らなくても子どもは伸びる ～思春期にも悩まない子どもとの付き合い方～」	A
方向性・課題	共働き世帯やひとり親世帯が増加し、社会環境や生活様式が大きく変化する中で、家庭や地域の教育力の向上が課題となっています。 このため、子育て中の保護者や関心のある方を対象に、人権教育やニーズに対応したテーマの講演会を実施し、家庭の教育力の向上を図るだけでなく、保護者同士や地域を結びつけることで、“つながり”による支援を充実していきます。 また、受講者の利便性を図るためにも、従来の手法に捉われず、オンラインによる受講や周知方法も工夫し、参加人数の増加に向けて取り組みます。	
評価委員意見等	家庭教育は、全ての教育の出発点であり、発達段階に応じた子育てに関する保護者の学習機会の提供は重要であると思います。多様な生活様式に対応するため、オンラインを活用した講座を取り入れたことは、保護者の利便性の面においても評価できます。保護者同士や地域をつなげることで、悩み事を一人で抱え込むことのないような環境づくりを進めてください。また、町広報紙やホームページ、SNS等を活用し、参加人数の確保にも努めてください。	

コ 読書活動を推進します。		図書館
(1)「第四次湯河原町子ども読書活動推進計画」に基づく読書活動の推進 (2)うちどく（家読）の推進 (3)ブックスタート・セカンドブックの実施		
主な実績	成 果	評点
第四次湯河原町子ども読書活動の推進	「第四次湯河原町子ども読書活動推進計画」に基づき、学校、地域、図書館の各関係機関が連携し、幼稚園、保育園、小学校及び中学校での読み聞かせや「あさどく（朝読）」、ブックトーク、おはなし会を通じ、子ども・保護者へ読書の楽しさや必要性を伝えました。 また、「学校図書館の活性化」として、学校との情報交換や中学校の団体貸出を実施し、学校図書館が子どもたちにとって使いやすく魅力ある図書館とするための支援をしました。 子どものいる場所へ出向くサービスとして各小学校巡回文庫を継続し、読書活動を推進しました。 ・ブックトーク 101人 ・赤ちゃんのおはなし会 79人（9回） ・土曜日のおはなし会 47人（9回） ・おはなしだっこ 48人（17回） ・各小学校巡回文庫 2,005冊貸出（33回） ・中学校団体貸出 800冊（4回×200冊）	B
うちどく（家読）の推進 （子ども読書活動推進事業）	年齢に応じた図書を紹介する「うちどくブックリスト」の改訂版を幼稚園、保育園、小学校及び中学校に配布するなど、家庭内であっても本に親しむきっかけを提供しました。	A
ブックスタート・セカンドブックの実施	本と親しむきっかけ作りや家庭での読書を定着させることを目的に、4か月児健康診査時に図書を贈呈するブックスタートと小学校入学時に図書を贈呈するセカンドブックを実施しました。 ブックスタートでは、親子のふれあいを絵本で深め、豊かな心を育てていただくため、4か月児健康診査時に乳児と保護者に向けて読み聞かせを行い、希望する図書を贈呈しました。 ・ブックスタート 63冊 セカンドブックでは、ブックスタートなどの本との出会いをさらに豊かなものにするため、小学校新1年生にボランティアによる読み聞かせを行い、希望する図書を各学校長から贈呈しました。 ・セカンドブック 98冊	A
子ども向け催し物の開催	本や図書館に親しんでもらうことを目的に「としょかんたんけん隊」等の夏休みイベントや「子ども読書まつり」を開催しました。 ・子ども読書まつり 110人 ・夏休みのおはなし会 50人（7回） ・ねむれないほどこわいおはなし会 38人 ・としょかんたんけん隊 18人（4回） ・子どもの本の古本市 671冊引取り	A

方向性・課題	「第四次子ども読書活動推進計画」に基づき、関係機関と連携しながら読書活動の大切さを保護者や子どもに伝え、学校や図書館だけでなく家庭での本に接する機会を提供し、豊かな心を育てる読書活動を推進します。
評価委員意見等	「第四次子ども読書活動推進計画」に基づき、今後も読書活動の推進につながる魅力あるイベントや事業の実施を希望します。また、「学校図書館の活性化」では、児童生徒がより積極的に学校図書館を利用するよう、図書館司書と連携し、魅力ある学校図書館となるよう努めてください。 うちどく（家読）やブックスタート・セカンドブックでは、家庭内でのコミュニケーションとして、また、本に触れ、本に親しみを持つ体験や子どもたちが自ら読書の楽しみを発見する手助けとして今後も継続することを望みます。

サ 町立図書館のあり方を検討します。		図書館
(1) 図書館の現状の把握や今後の利用の仕方などについて検討及び協議を行い、「湯河原町立図書館のあり方」を策定する。		
主な実績	成 果	評点
図書館の現状の把握や今後の利用の仕方などについての検討及び協議	湯河原町立図書館のあり方検討委員会を設置し、まちづくり全体の検討の参考となるよう、地域性や利用者のニーズを考慮した図書館の目指すべき姿、利用の仕方などの内容を中心に検討しています。 ・ 検討会議 4回 ・ 視察 1回	B
方向性・課題	利用者が安全・安心に利用できる施設の維持管理を図りながら、まちづくり全体の検討の参考として、図書館の目指すべき姿、利用の仕方などの内容を中心に検討し、意見を取りまとめていきたいと考えています。	
評価委員意見等	図書館の現状を把握し、地域性や利用者のニーズを考慮し、今後の図書館の目指すべき方向性について協議し、利用者が安全・安心に利用できる施設の維持管理を図りながら、湯河原町にとってより良い図書館となるよう検討を進めてください。	

シ 青少年の健全育成を図ります。		社会教育課
(1) 青少年の健全育成の推進 (2) 児童が安全で安心して過ごせる場の提供		
主な実績	成 果	評点
二十歳のつどい開催事業	人生の一つの節目である大人としての門出を祝い、また、二十歳としての自覚と責任、さらに郷土を愛する心を培うため、式典及び記念のつどいを実施しました。 令和5年度 開催日 令和6年1月7日(日) 会 場 町民体育館 対象者 188人 うち出席者 130人	A
青少年健全育成活動推進事業	地域における子どもと大人の触れ合いを図り、互いの連帯感を培うほか、地域活動を推進・支援するため、4地区の「明るい青少年を育てる会」に助成しました。 また、ジュニア・リーダー(中・高生)、シニア・リーダー(大学生～30歳)が、子どもと育成者のパイプ的な役割を担い、社会に貢献できるリーダーとなるため、必要な各種研修への参加や指導者としての技術・知識の習得を促すとともに、地域における青少年リーダー養成のための事業を、「湯河原町子ども会育成団体連絡協議会」に委託し、地域の団体における各種体験活動を推進・支援することを目的として実施しました。 <湯河原町子ども会育成団体連絡協議会に委託> インリーダー宿泊研修 令和5年5月13日(土)～14日(日) (小学4年生～6年生8人、中高生7人) 少年少女砂の芸術大会 令和5年7月15日(土) (小学1年生～6年生80人、中高生5人) 秋のスポーツイベント 令和5年9月30日(土) (小学1年生～6年生30人) ・令和5年度子供会数 4団体(宮下・門川・福浦・城堀) ・ジュニア・リーダー:10人 ・シニア・リーダー:4人	A
親善都市子ども交流推進事業 (広島県三原市)	親善都市提携を結んでいる三原市の児童と交流を行い、両市町の継続的な友好親善を目的として実施しています。 令和5年度は、湯河原町児童が三原市を訪問し、両市町児童の親睦を深めました。 日 程 8月12日(土)～13日(日) 参加児童 30人(男子15人、女子15人) (小学6年生17人、5年生13人)	A

親善都市子ども交流推進事業 (オーストラリア ポートス ディーブンス市)	本町の将来を担う青少年が、地域に根ざした国際交流を体験することにより、国際的な視野や考え方の醸成を図ることを目的として実施してます。 町内在住の中学2年生6人を現地へ派遣し、ホームステイや現地の学校への通学などを体験します。 なお、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止しております。	—
放課後児童健全育成事業	就労等による留守家庭の小学1年生から6年生までの児童に対し、学童保育所を設け、児童の健全な育成を図ります。 令和6年3月31日現在入所児童数 湯河原小学校 61人 吉浜小学校 56人 東台福浦小学校 8人 合計 125人	A
放課後子ども教室推進事業	吉浜小学校、東台福浦小学校において、水曜日、金曜日の週2回、放課後、1年生から6年生までを対象に、地域住民の参画を得て、文化活動・地域住民との交流等の機会を提供しました。 湯河原小学校では、火曜日と木曜日に、低学年と高学年に分け教室を開催しています。 この事業は、「放課後児童健全育成事業(学童)」と連携した総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)として実施しています。 令和6年3月31日現在の登録児童数 東台福浦小学校 23人 湯河原小学校 59人 吉浜小学校 41人 合計 123人	A

方向性・課題	青少年の健全育成のため、子どもの安全で安心な居場所の確保や、青少年の活動の「場」が求められています。また、近年目立つSNS利用に伴う犯罪防止や、地域のつながりの希薄化に伴う有害環境浄化に取り組むことが重要となっています。 その一方、知識と経験を有する地域の指導者の協力を得て、子どもや青少年が潜在的に持っている能力を引き出していくことや、各種の青少年育成団体が行う青少年活動への参加意欲を高める取組について地域との連携の強化を図り支援していきます。 三原市との交流では、従来の両市町を行き来する交流を引き続き行いますが、受け入れる際の町内見学の行程については、暑さ対策も含め検討を要します。 ポートスティーブンス市との交流では、異文化の諸外国との相互理解を一層推進し、国際感覚を身につけた人材育成と、さらに魅力ある地域づくりにつなげるため、再開できるよう調整していきます。 今後の課題として、派遣する生徒たちのオーストラリア滞在中における安全・安心、また充実した学習機会を提供するため、ホームステイにこだわることなく、姉妹都市委員会の協力を得て、進めていきます。
評価委員意見等	二十歳のつどい開催事業は、若者の成長をお祝いする事業として、引き続き実施してください。 青少年健全活動推進事業は、地域の青少年育成団体の協力により実施できるものであるため、引き続き関係団体と連携して青少年の育成に努めてください。 親善都市子ども交流推進事業については、4年ぶりに湯河原町の児童が三原市を訪問し、互いの市町の歴史、自然、文化を学び、友好を深めており、次代を担う子どもたちの豊かな心を育むための絶好の機会であり、互いを行き来しての交流を引き続き実施してください。 放課後児童健全育成として、学童保育所については、子どもの安全な居場所の確保ができました。 放課後子ども教室は、今後も地域住民の参画をいただきながら、安全・安心な運営に努めてください。

ス-1 芸術・文化の振興と文化遺産の活用を図ります。		社会教育課
文化団体活動への支援、音楽会・文化祭の開催などの多彩な活動を通じ、芸術と文化に彩られるまちづくりを目指します。また、貴重な文化財や天然記念物を保護・保存し、活用することを推進します。		
主な実績	成 果	評点
文化祭開催事業	町内文化団体の日頃の成果を発表する場として文化祭を開催し、文化の振興を通して豊かなまちづくりを進めております。 10月から11月にわたり、図書館・防災コミュニティセンター等を会場として作品の展示発表や活動発表を行いました。 また、音楽を広め、町民の文化の向上と触れ合いを図ることを目的に町民（サークル）の参加による音楽交流会を開催しました。 令和5年度 文化祭参加団体 12団体 音楽交流会参加団体 6団体	A
方向性・課題	芸術・文化の振興では、文化祭や音楽会の開催により、多くの町民が文化に関わる機会づくりの場を提供し、心豊かな町民の生活と活力ある社会に寄与する文化芸術施策の充実を図っています。音楽会、文化祭ともにコロナ禍で活動を縮小、休止した団体がありますが、団体の活動を積極的にPRしていくことで、団体の活動の場が広がると考えます。 また、文化財等の保護・活用では郷土の文化財や文化への理解と関心を深め将来に引き継ぐため、湯河原町の文化財冊子を中学生に配布するなどの取組を引き続き進めていきます。	
評価委員意見等	芸術や文化活動に親しむことは、潤いのある生活と生きがいや健康づくりにも寄与するものです。 音楽会、文化祭は、令和4年度に参加団体が減少しましたが、令和5年度は参加団体も増え、開催できたことは、一定の評価はできます。今後のサークル活動については、メンバーの減少など、存続が危ぶまれることも予測されますので、町広報紙などを活用し、活動を広く周知するなど、支援に努めてください。	

ス-2 芸術・文化の振興と文化遺産の保護・活用を図ります。		図書館
町民への情報提供を重視した資料の整備と各種講座の開催、質の高い親しまれる図書館を目指します。		
主な実績	成 果	評点
図書館資料整備事業	定期刊行物、書籍及び視聴覚資料等を購入し、図書館資料の整備を行いました。 【定期刊行物】 雑誌（文藝春秋 外） 56誌 新聞（朝日新聞 外） 10紙 【書籍】 一般書 1,472冊 児童書 433冊 【視聴覚資料】 C D 10点 DVD 11点 【障がい者サービス】 図書や視聴覚資料の宅配サービス 登録者 1名 貸出数 28点 【リサイクルコーナー】 持込数 340冊 令和5年度貸出数 106,930冊 令和4年度貸出数 108,637冊 令和3年度貸出数 112,606冊 令和2年度貸出数 94,630冊 令和元年度貸出数 124,460冊	B
一般向け講座等の開催	朗読ボランティアによる朗読会、図書館セミナー、ノスタルジック・コンサート等のイベントを開催しました。 参加者合計 548人 （朗読会 280人、図書館セミナー 43人、アナログレコードで鑑賞するノスタルジック・コンサート 47人、古本市 178人）	B
方向性・課題	引き続き新しい図書資料や情報の収集、学習や読書につながる、本と触れ合う機会を提供します。また、イベント等を開催し、図書館を身近に感じてもらう図書館利用が促進されるよう図っていきます。	
評価委員意見等	今後も利用者のニーズに沿った図書資料・情報の提供をするとともに資料整備を効果的に行うようお願いします。また、図書館利用が促進されるよう魅力あるイベント等を実施し、本に接する機会を多様に提供するように要望します。	

ス-3 芸術・文化の振興と文化遺産の保護・活用を図ります。		美術館
町の長い歴史に息づいた先人たちの文化遺産である絵画・書などを保存・展示し、広く一般の利用に供すること及び観光施設として地域振興に寄与することを目指します。		
主な実績	成 果	評点
展覧会開催事業	芸術文化の振興のため、収蔵作品や借用作品による展覧会を開催しました。 開館25周年記念として、特別展「対照の妙 牛田雞村展」及び平松礼二名誉館長の特別企画展「季節の彩り～湯河原の四季」湯河原旬彩シリーズを開催しました。 平松礼二館では、特別企画展を含む4回の企画展、常設館では4回展示替えを行いました。また、近隣作家を紹介する現代作家展を3回開催しました。 総入館者 19,101人 (令和4年度 18,712人)	A
美術教育普及事業	美術に関連した教育普及のため、学芸員によるギャラリートークや展覧会に関連した講演会、アーティストトークを開催しました。また、平松礼二公開アトリエ及び資料室を公開しました。 ・学芸員によるギャラリートーク 12回 参加者106人 (令和4年度 7回 参加者50人) ・現代作家展アーティストトーク 5回 参加者79人 (令和4年度 なし) ・平松礼二名誉館長によるアトリエ案内 1回 参加者15人 (令和4年度 3回 参加者30人) ・特別展「対照の妙 牛田雞村展」講演会 2回 参加者58人 11/18 参加者27人 講師：文化財・美術保存修復士 白井啓太氏 12/9 参加者31人 講師：京都美術大学准教授 三上美和氏 ・夏休みに小中学生と保護者を対象に創作ワークショップ 講師：造形作家 大西宏美氏 参加者18人 (令和4年度 参加者14人) ・牛田雞村展に関連した大人向けの創作ワークショップ 講師：日本画家 東儀恭子氏 参加者7人 ・誰でも自由に随時参加できるウインドゥアートのワークショップ 講師：アートユニット ペトロアンドヨゼフ 参加者 120人	A
小中学校関係事業	美術に触れ合うことで、子どもたちの豊かな感性を育てるため、小中学生及び園児を対象に事業を実施しました。 ・鑑賞教室 3回 計120人 (令和4年度 2回 計51人) ・夏休み無料招待 7月20日～8月31日 164人 (令和4年度 169人) ・湯河原町小中学校児童生徒作品展 巡回展 (こどもギャラリー) 令和6年1月18日～1月30日 (中学校の作品展示) 令和6年2月1日～2月13日 (小学校の作品展示)	B
もみじライトアップ事業	紅葉の時期に合わせ、美術館庭園のもみじをライトアップし、併せて美術館展示室の夜間開館を行い、観光誘客及び町民の癒しの場を創出する事業を実施しました。 期間 12月1日～3日 16:30～21:00 ライトアップ入園者 329人 (令和4年度 471人) ナイトミュージアム入館者 27人 (令和4年度 36人)	B

開館25周年記念事業	町立湯河原美術館が開館25周年を迎えるに当たり、記念講演会の実施及び開館25周年記念誌を発行しました。	A
資料室整備事業	町立湯河原美術館の名誉館長である平松礼二画伯の所有するコレクションと関係資料を展示する資料室を新たに開設し、公開しました。	B
方向性・課題	特別展「対照の妙 牛田雞村展」、平松礼二名誉館長の特別企画展「季節の彩り～湯河原の四季」湯河原旬彩シリーズを開催し、入館者の増員を図りました。総入館者数は19,101人（令和4年度18,712人）で前年度と比較すると389人増となりました。今後も収蔵作品（寄贈・寄託約1,700点）による展覧会や特別展を充実するとともに、平松礼二名誉館長の協力を得ながら、来館者の満足度を上げるよう努めます。 また、もみじのライトアップ等のイベントや美術館の付帯施設としての庭園、ミュージアムショップ、カフェなどの事業の充実を図り、美術鑑賞以外の美術館の魅力を発信してまいります。	
評価委員意見等	特別展「対照の妙 牛田雞村展」、平松礼二名誉館長の特別企画展「季節の彩り～湯河原の四季」湯河原旬彩シリーズを開催したことは評価できます。引き続き展覧会や事業の充実に向けて利用者の満足度を上げ、入館者の増員を図ってください。 また、美術館で本物の絵を見ることは、児童生徒の感性を育む絶好の機会ですので、町の美術館として、鑑賞教室等教育普及事業を継続して実施するよう期待しています。 もみじのライトアップ等のイベントや美術館の付帯施設としての庭園、ミュージアムショップ、カフェなどの事業の充実を図り、美術鑑賞以外の美術館の魅力を周知することは、美術館全体の価値の向上につながると考えます。今後の美術館活動がさらに充実することを期待します。	

セ 生涯スポーツを推進します。		社会教育課
町民が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康増進と体力の向上を図ることができるよう、スポーツの普及と参加の促進を図ります。また、子どもたちの体力向上や、高齢者の健康の保持、体力向上について検討を行っていきます。		
主な実績	成 果	評点
湯河原温泉オレンジマラソン開催事業	生涯スポーツの振興と観光振興を目的としたイベントとしてマラソン大会を開催しています。 「2024湯河原温泉オレンジマラソン大会」は、5年ぶりの3千人規模の通常開催としました。 開催日：令和6年3月31日 申込者：2,353人・組(2,442人) 3km 146人・組(235人) 5km 878人 10km 1,329人 【参加費】 一 般 1,997人 (@3,200×1,997人) 小中学生 267人 (@1,600× 267人) ペア・ファミリー 89組 (@4,200× 89組) 【参加賞等】 柑橘類・タオル・シューズ入れ・温泉入浴券	A
町民レクリエーションの集い開催事業	誰でも参加できる行事として、住民の健康・体力の増進のほか、住民相互の親睦や異世代間の交流を行うことを目的としています。また、スポーツレクリエーションを体験し、体を動かすことの大切さを感じ、体力や健康の増進につなげるような事業を展開しています。令和5年度は4年ぶりに開催しました。	A
各種大会開催事業	各種スポーツ大会を運営主管団体ごとに委託して開催しました。 〈体育協会〉 町民バレーボール 8チーム 71人 ママさんバレーボール（春季） 5チーム 57人 ママさんバレーボール（秋季） 3チーム 34人 〈スポーツ推進委員会〉 グラウンドゴルフ大会 12チーム 46人 ファミリーバドミントン大会 12チーム 47人 スポーツ・レクリエーションフェスティバル 参加者数 24人 町民ハイキング 【中止】 〈スポーツ少年団〉 柔道 【中止】 剣道 【中止】	B

夏季プール開放事業	地域の小学生、中学生等の水泳を通じた体力作り及びコミュニケーションの場作りを目的としたプールの開放を 4 年ぶりに行いました。 開放期間 8 月 11 日～16 日（6 日間） 場 所 東台福浦小学校プール 利 用 者 延べ 24 名	A
町民体育館運営	町民体育館は、令和 4 年度はワクチン集団接種会場として町が使用しており、令和 5 年度から通常利用を再開しました。体育協会・スポーツ推進委員会を運営主体とした各種スポーツ大会、レクリエーションイベント等が開催されたことにより幼児から高齢者まで、楽しみながら体を動かす機会が増え、町民の健康・体力の増進が図られました。 平成 28 年度からは指定管理者制度を導入し、ヘルシープラザなど町内体育施設と連携したほか、自主事業などにより利用者の確保に努めました。 令和 5 年度年間利用者 22,344 人	A
弓道場運営	令和 5 年度は、体育協会の弓道部や弓道関係者に協力を仰ぎ、4 月に初心者向けの弓道教室を開催しており、地道な普及活動を行っています。 令和 5 年度年間利用者 1,499 人	B
ヘルシープラザ運営	平成 28 年度から指定管理者制度を導入し、事業計画どおりに管理運営がなされ、光熱水費等の経費節減、積極的な広報活動等、効果的かつ効率的な運営に努めました。 令和 5 年度年間利用者 57,323 人	A

方向性・課題	運動・スポーツを通じて町民の心身の健康増進及び地域間、世代間のコミュニケーションを図ることができます。町民レクリエーションの集いや各種大会については、日頃の活動の成果やスポーツに親しむ機会が提供できるだけでなく、地域のコミュニティの場としても活用されています。 湯河原温泉オレンジマラソンは、3,000人規模の大会にりましたが、募集定員に満たない状況であり、大会規模及び定員について他市町村を調査し、検討する必要があります。また、マラソン参加者の交通安全対策の充実のため、県警察と協議の上、オレンジラインの一部に更なる安全対策を講じる必要があると考えております。 なお、今後もスポーツツーリズムなど町の観光振興に寄与する大会の誘致に努めていきたいと考えております。
評価委員意見等	湯河原温泉オレンジマラソンは、5年ぶりに募集定員を3千人規模に再び開催できたことは評価できます。今後も関係各所としっかりと協議・検証した上で、安全安心な参加・運営が図られることを前提として開催されることを望みます。 町民レクリエーションの集いは、誰でも気軽に参加できる行事として、町民の健康・体力の増進のほか、住民相互の親睦や異世代間のコミュニティを形成することも目的としています。地域コミュニティの核として活動する区会の意向を踏まえつつ、関係各所と大会の規模や種目等も含め、しっかりと協議・検証した上で、安全・安心な参加・運営が図られることを前提として開催されることを望みます。また、スポーツ少年団などの協力を得ながら、更なる子どもの参加を増やすように検討願います。 各種大会開催事業は、日頃の活動成果を発揮できる場であるとともに、誰でも気軽に参加できる種目もあり、健康体力の増進、参加者同士の親睦を図ることができます。引き続き安全・安心な運営を検証しながら、開催が可能な種目を検討してください。 夏季プール開放事業は、福浦海浜プール廃止に伴い、東台福浦小学校プールを地域の子どもたちに開放しているもので、うねり等で海水浴場が遊泳禁止時も泳ぐことができることから、事業の継続をお願いします。 町民体育館は、指定管理者制度を導入し、サービスの向上と効率的な運営がされており、利便性が向上されています。令和5年度は通常利用に戻った際も、速やかに利用ができるようにしたことは、一定の評価はできます。 弓道場は、体育協会弓道部の支援を受けて4月に弓道教室を開催しましたが、更なる競技人口の増加に向けて、今後は、大会が開催できるよう検討を重ねてください。 ヘルシープラザでは、積極的な広報活動が利用者の増加につながったことは評価できます。引き続き、安全・安心な運営に努めてください。

4 事務点検・評価委員の総合評価

(1) 総 評

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行うこととされています。

今回は、11 回目の点検・評価となり、「令和 5 年度湯河原町教育委員会基本方針」に定める各施策について、教育委員会事務局職員から多くの資料により説明を受け、慎重に点検・評価を行いました。

当該事務局による達成度評価は、全 14 項目の施策の各事業について、昨年度と同様に A、B、C、D の 4 段階で示されました。なお、感染症等の影響により事業を中止した場合は、「—（評価不可）」と表示されています。項目ごとに事業の内容と自己評価の根拠等について詳細な説明を求め、各事業における評価の判断材料としました。

以下、教育委員会基本方針の 4 つの柱に基づいた基本目標（学校教育 7 項目、社会教育 7 項目）ごとに、3 名の評価委員の意見をまとめ総合評価します。各基本目標に沿った個別の事業に対する評価は、「評価委員意見等」で述べさせていただきます。

【1 学校教育】

学校教育においては、令和 5 年度湯河原町教育委員会基本方針の「学校教育における 7 つの基本目標」に沿って公立幼稚園、小中学校とともに取り組まれました。

教育委員会事務局と幼稚園・学校現場との連携については、毎月行われている学校訪問、校長会議、不定期の教頭会議や指導主事の訪問指導などにより、情報共有が図られています。特に毎月の学校訪問では、学校及び児童生徒、教職員の現状把握に努められており、また、県西教育事務所の指導主事にも毎回参加依頼されているとのことで、県との連携を図りながら各事案にあたっているものと受け止めています。今後もこの関係の維持継続を望みます。

また、物価高騰などの社会状況に対応した経済的援助策を引き続き講じており、新規事業である「新入学祝金支給事業」に取り組まれたほか、事業名には現れませんが、小学校給食費の一部補助や、中学校で給食が始まるまでの間の「中学校お弁当配食サービス」の実施など、積極的に児童生徒及びその保護者に寄り添った事業を実施しています。そのほか、従来からの事業である「要保護・準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育奨励費補助事業」、「育英奨学金事業」などの制度についても、その内容が後退しないよう、支援を要する児童生徒へ必要とする支援が届くように努められました。

国の推進する GIGA スクール構想に基づく「ICT 教育推進事業」では、学校での使用だけでなく、家庭学習の際にも各家庭の通信環境を問わず、タブレットを使用できるよう配慮されています。LTE 回線による安定した通信環境を全児童生徒に提供しており、その通信料を町が全額負担するなど、今後も ICT 環境の整備とともに、個別最適化される学習環境の推進を希望します。

【2 社会教育】

社会教育においては、令和5年度湯河原町教育委員会基本方針の「社会教育における7つの基本目標」に沿って取り組まれました。

「町民大学運営事業」や「学習活動推進事業」などの生涯学習支援、「二十歳のつどい開催事業」や「親善都市子ども交流推進事業」などの青少年の健全育成、「文化祭開催事業」での芸術、文化の振興、「湯河原温泉オレンジマラソン開催事業」や「町民レクリエーションの集い開催事業」などの生涯スポーツの推進と幅広い分野にわたり、振興を図るために、各種団体と連携を深めながら、様々な事業を展開しています。今後も町民の学びの場や生きがい、健康づくりにも寄与する事業を継続していくことを望みます。

参加者が少ない事業については、情報発信を強化し、多くの方に参加していただけるよう創意工夫を望みます。また、引き続き、安全・安心な事業の開催に努めてください。

【3 図書館】

図書館では、乳幼児から高齢者に至る幅広い年齢層の方が利用されるため、豊富な資料の整備が求められております。限られた予算を有効に使い、利用者のニーズに応えた資料の整備と、サービスの向上に努めていくことを要望します。

「読書活動の推進」では、今後も読書活動の推進につながる魅力あるイベント等を実施し、「うちどく（家読）の推進」、「ブックスタート・セカンドブック」を継続して実施するなど、図書に接する機会を多様に提供するように望みます。

また、生涯学習施設である公立図書館として、利用者が安全・安心に利用できる施設の維持管理を図りながら、より良い図書館のあり方について検討されるように望みます。

【4 美術館】

美術館では、町の長い歴史に息づいた先人たちの文化遺産である絵画・書などを展示・保存し、教育施設及び観光施設として大きな役割を果たしています。また、付帯施設として、庭園、喫茶、ミュージアムショップの運営も行っていることから、引き続き、来館者の便益に配慮した運営を心がけていただきたいと思います。

「芸術・文化の振興と文化遺産の保護・活用」では、展覧会開催事業として、収蔵品による湯河原にゆかりのある作品の展示をはじめ、平松礼二画伯の常設展示、町内在住作家の作品展示など、工夫された多くの展示会活動が進められました。

また、令和5年度は、開館25周年記念として、特別展「対照の妙 牛田鶏村展」、特別企画展「季節の彩り～湯河原の四季」湯河原旬彩シリーズを開催し、町民の文化活動や観光振興に貢献しています。今後も多彩な展覧会活動を計画実施されることを期待します。

児童生徒を対象とした美術鑑賞教室やワークショップは、大変有意義と考えます。子どもたちの感性を育む絶好の機会であるため、継続して実施してください。

今後も魅力ある事業を企画するとともに、観光部局と連携し、観光客の取り込みについても努めていただきたいと思います。

施設整備では、新たに平松礼二資料室が公開されましたが、建物や設備の年数が経

過していることから、作品の良好な保存、来館者へのサービス向上のためにも引き続き適正な維持管理に努めてください。

【5 教育委員会】

教育委員会の活動については、毎月定例会を開催し、教育行政の推進や振興のための様々な課題や問題に対応するとともに、学校行事やイベントへの出席、研修会や他の教育委員会との連携など、年間を通して活発に活動している点を評価します。

また、「今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方」の策定については、総合教育会議での検討のほか、町立学校・幼稚園の運営に大きく関わっていくため、地域住民をはじめ、教育機関・行政など様々な立場の方からの意見を丁寧に聴き取り、慎重に今後の方向性を定めていかれるようお願いします。

教育委員の活動については、教育長と4人の教育委員による合議制の執行機関であり、今後も、公正かつ中立の立場で、教育行政諸問題に取り組み、運営されることを望みます。

(2) 今後の課題

ア 全体

全体の課題は、学校現場及び各種イベント行事において、安全・安心な実施、開催はもとより、今後更なる我がまち湯河原の魅力あふれる学校教育・生涯教育に取り組むことであると考えます。

町長のマニフェストにもある「すべての世代が輝く共生のまち」を目指し、皆が誇りと愛着がもてる町となるよう地域交流の場を提供していくことや、地域のまつりや鹿島踊り、土肥實平にまつわる行事など、地域の伝統文化の伝承に努めてください。

イ 学校教育

学校教育では、「負担なく子育てができるまちへ」の実現を目指し、小学校給食の段階的無償化や中学校給食の早期実現、GIGA スクールを活用した個別指導、小・中学校のあり方の議論を深めることなどが大きな課題となります。

また、少子高齢化及び人口の減少に伴い、児童生徒数も減少傾向にありますが、特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にありますので、県立小田原支援学校湯河原校と連携し、より効果的な支援を行う体制を確立することも重要です。義務教育課程終了後も引き続き支援が継続できる仕組みの検討や、スタディサポート、介助員等の人材確保など、支援体制を維持するためには、引き続き人員の拡充が必要と考えます。

そのほか、ICT 教育の推進などで授業形態が多様化していく中、教職員が心身ともに健康で、児童生徒に向き合う時間が十分に確保されること、また、効果的な教育活動が持続的に行えるよう、教職員の働き方改革の推進にも傾注することが必要であると考えます。

公立幼稚園及び小・中学校の在り方については、本町の未来につながる大変重要な課題ですので、今後も引き続き町部局とともに取り組んでください。

ウ 社会教育

社会教育では、多種多様な行事を広く開催していますが、参加者やスタッフなど

の人員や人材確保が必要と考えます。

行事の開催に当たっては、幅広い世代の町民のニーズを把握した上で、関係各所と連携を図りながら、新たな学びの機会を提供するとともに、積極的な各種事業の周知、情報の発信が必要と考えます。

エ 図書館

図書館では、老朽化している施設の維持管理を図りながら、安全・安心に利用できる施設の整備が必要と考えます。

オ 美術館

美術館では、魅力ある展覧会やイベントの充実に努め、入館者を増やすことが必要と考えます

カ まとめ

教育行政を取り巻く社会情勢は、日々変化しており、様々な課題や諸問題が発生していますが、どのような事案に対しても迅速かつ適切に対応できるよう、引き続き教育委員会の体制を強化、確立していくことが必要です。町政に関する所信にもありますとおり、「湯河原の子どもたちが幸せな子ども時代を送ることが大事であり、それが町への愛着を育み、貴重な原体験につながるため、子どもを第一に考え、小・中学校のあり方について議論を深め、具体的な方向性を導き、子どもたちにとって最適な教育環境を実現する」ことが大きな課題であると考えます。教育委員会は、町部局と連携を図ることはもとより、町民、家庭、地域、学校、教職員、保護者及び児童生徒との協働により、今後も教育全般にわたって総合的に取り組み、課題解決に向け尽力してください。

5 教育委員会事務点検・評価委員会開催経緯

回	開催日	内 容
第1回	令和6年8月27日	・点検・評価事務の進め方について ・令和6年度教育委員会の点検・評価（令和5年度事務事業対象）について
第2回	令和6年9月25日	・令和6年度教育委員会の点検・評価（令和5年度事務事業対象）の委員意見について ・委員の総合評価（総評、今後の課題）について
第3回	令和6年10月22日	・令和6年度教育委員会の点検・評価（令和5年度事務事業対象）の委員意見の修正箇所について ・委員の総合評価（総評・今後の課題）について ・令和6年度教育委員会の点検・評価の全体的な取りまとめについて

6 参考資料

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 湯河原町教育委員会事務点検・評価委員会設置運営規則

湯河原町教育委員会事務点検・評価委員会設置運営規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の点検及び評価を行うため、湯河原町教育委員会事務点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 委員会は、湯河原町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が前年度に湯河原町教育委員会基本方針で定めた施策に関する事務の点検及び評価を行い、審議する。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、その担当事務以外に必要と認める事務を加えることができる。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 3 人以内をもって組織する。

2 委員は、湯河原町の教育に関し学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第 5 条 委員会は、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第7条 委員会が必要であると認めるときは、関係職員の委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告書の作成等)

第8条 委員会は、教育委員会の事務の点検及び評価を行った場合は、その結果に関する報告書を作成するものとする。

2 教育委員会は、前項の報告書を議会に提出するとともに、湯河原町ホームページで公表するものとする。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、委員会主管課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。